

こども家庭庁がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

〔令和6年6月6日
こども家庭庁〕

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和4年5月27日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ。以下「政府実行計画実施要領」という。）に基づき、こども家庭庁が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、こども家庭庁が行う全ての事務及び事業を対象とする。

なお、こども家庭庁所管の独立行政法人については、VIIに基づき取組を行うこととする。

II. 対象期間等

本計画は、2030年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、こども家庭庁の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を可能な限り削減することを目標とする。

今後、この目標は、こども家庭庁の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、具体的な数値として設定することとする。

なお、厚生労働省から移管された施設である国立自立支援施設については、厚生労働省の実施計画で定められていた目標に準じることとし、2013年度を基準として、温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目指すこととする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 太陽光発電の導入

2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

2. 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。¹

3. 電動車の導入

こども家庭庁の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車又はハイブリッド自動車をいう。以下同じ。）がない場合等を除き、新規導入・更新については2024年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体²）でも2030年度までに全て電動車とする。

4. LED照明の導入

既存設備を含めた国立児童自立支援施設のLED照明の導入割合を、2030年度までに100%とする（本庁が入居する民間ビルにおいては、LED照明を100%採用している。）。

5. 再生可能エネルギー電力の調達

2030年度までにこども家庭庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

V. 措置の内容

政府実行計画及び政府実行計画実施要領で定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。

1. 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

（1）太陽光発電の最大限の導入

① こども家庭庁が新築する庁舎等の建築物における整備

こども家庭庁が新築する庁舎等の建築物について、太陽光発電設備を最大限設置することを目指す。

② こども家庭庁が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地における整備

¹ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義しており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④ZEB Orientedと定義している。

² リース、レンタル等、自らが所有者とならない場合も含む。

こども家庭庁が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合³を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

③ 整備計画の策定

これまでの整備計画の達成状況及び今後の庁舎等の新築、改修等の予定も踏まえ、原則として①及び②に基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。
- ② 低コスト化のための技術開発、未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則 Z E B Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で Z E B Ready 相当となることを目指す。
- ③ 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、窓のひさしやブラインドシヤッターの導入など、断熱性能の向上に努める。

また、増改築時にも省エネルギー性能向上のための措置を講ずるものとし、加えて、建具や設備の改修を含む大規模改修を実施する場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に定める省エネ基準に適合する省エネルギー性能向上のための措置を講ずるものとし、省エネ基準を超える Z E B 等の省エネルギー性能を満たすことが可能な建築物においては、当該性能を積極的に満たすものとする。また、内装改修のみを予定しているような場合でも、内装改修と併せて、省エネ性能向上のための措置の実施について検討し、可能な限り実施するなど、計画的な取組を推進する。

- ④ 空調設備の導入に当たっては、以下の取組を行う。

i) 空調設備を新設又は改修する際は、温室効果ガスの排出の少ない高効率

³ 「その性質上適しない場合」とは、早期の売却を予定している土地、当該土地の用途から太陽光発電設備の設置が明らかに困難な場合など、設置可能性について検討を行うまでもなく設置が困難であることが明らかな場合をいう。

な機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器への計画的な更新を図る。

- ii) 既設空調設備において冷却性能の低下等の異常が認められる場合は、効率低下や冷媒の漏洩を防止するため、速やかに補修する等、必要な措置を講ずる。
- ⑤ 適切な室温管理に当たり、以下の取組を行う。
- i) 空調設備の適切な運用により、基本的に庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度）を図ることとする。
 - ii) 外気温、湿度、立地、建物の状況等も考慮し、適切な室温となるよう、空調設備を適切に使用する。
 - iii) 職員においては、「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。
 - iv) コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。

(2) 2050 年カーボンニュートラルを見据えた取組

- ① 2050 年カーボンニュートラル⁴達成のため、温室効果ガスを排出する構造のインフラが長期にわたり固定化すること（ロックイン）がないよう、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進める。電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。
- ② なお、設備の脱炭素化に当たっては、BCP、地域特性及び技術動向も踏まえつつ検討する。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

こども家庭庁の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については 2024 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする。

また、公用車の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

⁴ 「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」こと。2021 年 5 月には地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律が成立し、2050 年までのカーボンニュートラルの実現が基本理念として規定された。

(2) LED照明の導入

- ① 庁舎等の新築・改修時には、LED照明を標準設置するとともに、既存の庁舎等においても、計画的にLED照明への切替えを行い、こども家庭庁全体のLED照明のストックでの導入割合を、2030年度までに100%とすることを旨とする（本庁が入居する民間ビルにおいては、LED照明を100%採用している。）。
- ② LED照明の導入に当たっては、原則として、調光システムを合わせて導入し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。
- ③ 照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底する。特に、昼休みは業務上支障がある場合を除き消灯を徹底し、夜間も業務上必要最小限の範囲で点灯する。

(3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

- ① 2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを旨とする。
- ② 再生可能エネルギー電力の調達に当たっては、必要に応じて複数施設の電力契約を共同で実施する共同調達をはじめとした調達手法の工夫についても検討する。また、再生可能エネルギー電力の需給バランスなど、電力市場の動向も考慮する。
- ③ 温室効果ガスの更なる削減を旨とし、60%を超える電力についても、排出係数の可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。
- ④ 電力調達に際しては、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を考慮する。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

- ① OA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものについては廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択する。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電に努める。

(5) その他

① 自動車利用の抑制等

Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。

② 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

③ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

i) 物品の調達に当たっては、再生素材、再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入する。

ii) その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。

iii) 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。

iv) 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。

v) プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)第7条第1項に基づくプラスチック使用製品設計指針に適合したプラスチック使用製品を調達する。

④ 用紙類の使用量の削減

i) 書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を一層推進する。

ii) こども家庭庁の内部で使用する資料に加え、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても、ペーパーレス化を進めるとともに、やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、簡素化・規格の統一化を進め、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。

iii) 不要となった用紙類(ミスコピー、使用済み文書、使用済み封筒等)については、再使用や再生利用を徹底する。特に、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底する。また、シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。

iv) コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、各府省庁の部局単位など適切な単位で把握・管理し、使用量の見える化を図ること、削減を推進する。

v) FAXは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則と

して使用しないこととする。

⑤ 再生紙の使用等

- i) 購入し、使用するコピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙とすることを徹底する。
- ii) 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

⑥ 合法木材、再生品等の活用

- i) 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、原則として再生材料から作られたものを使用する。
- ii) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた製品を、原則として使用する。
- iii) 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、原則としてリサイクルのルートが確立しているものを使用する。

⑦ グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進

安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒（自然冷媒や低GWP冷媒）を使用する製品を積極的に導入する。

⑧ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

庁舎内の自動販売機を、エネルギー消費が少なく、また、オゾン層破壊物質及びハイドロフルオロカーボン（HFC）⁵を使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促すとともに、使用実態を精査し、設置台数の減少など適正な配置を促す。

⑨ フロン類の排出の抑制

i) HFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ・ 冷蔵庫、公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、HFCを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ・ エアゾール製品を使用する場合にあつては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

⁵ フッ素原子と水素原子を含む人工の有機化合物であり、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかになっている。

ii) フロン類の排出の抑制
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づき、点検や機器の更新を行うこと等により、使用時の漏えい対策に取り組む。

⑩ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF₆）の回収・破壊等
庁舎等
公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力SF₆の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable

- ① 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、率先して排出の抑制、リサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。また、庁舎等で使用するプラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源等への切替えを実施する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ③ ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図る。
- ④ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑤ 会議運営の庶務を外部事業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に則り、基本的には飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

(2) こども家庭庁主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① こども家庭庁が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。
- ② こども家庭庁が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

令和5年3月7日に公表した「こども家庭庁における働き方改革の基本方針及び目標について」に基づき、休暇の取得促進のほか、テレワークによる柔軟な働き方の推進等を行い、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務

体制の整備に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進するように努める。
- ② 再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修などの職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動について、庁内誌、パンフレット、庁内LAN等により、必要な情報提供を行う。
- ③ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

Ⅵ. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の推進・評価・点検は、長官官房経理室が中心となり実施するものとする。また、本計画の推進・評価・点検の管理総括及び庶務は、同室において行う。

Ⅶ. 独立行政法人における計画策定等に関する取組

こども家庭庁が所管する独立行政法人に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促す。また、これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努める。

なお、本取組の点検については、Ⅵの実施状況の点検を通じて行う。

VIII. 組織・施設ごとの温室効果ガス排出削減計画

【こども家庭庁全体】

こども家庭庁温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	2022年度	2030年度
		現状	目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	- (設置件数：2件)	50
公用車に占める電動車の割合	%	57	100
LED照明の導入割合	%	37	100
調達する電力に占める再生可能エネルギーの割合	%	30	60

- ・こども家庭庁は令和5年度に発足し、民間ビルに入居しているため、2022年度の数値については、国立児童自立支援施設を計上している。

【こども家庭庁本庁】

こども家庭庁本庁温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	2023 年度	2030 年度
		現状	目標
公用車に占める電動車の割合	%	93	100
LED照明の導入割合	%	100	100
調達する電力に占める再生可能エネルギーの割合	%	0	60

- ・こども家庭庁（本庁）は2023年4月1日発足。
- ・今後、こども家庭庁が建築物を新築することがあった場合は、設置可能な建築物の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。また、電力の調達先については、こども家庭庁が入居する民間ビルにおいて決定されるが、再生可能エネルギー導入に係る諸条件を満たす場合は、再生可能エネルギーの調達を目指す。

【施設等機関】

国立児童自立支援施設温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2030 年度目標		
					(2013 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	11,207	10,086	-10%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	590,151	211,622	-57%	
		調整後排出係数使用	490,514	(調整後)	(調整後)	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	439,578	83,635	-75%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	339,941	(調整後)	(調整後)
		(電気使用量)	kWh	837,292	836,348	-0%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.1	-0.306
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.406	(調整後)	kg-CO2/kWh (調整後)
	電気以外		kg-CO2	150,573	127,987	-15%
その他		kg-CO2	0	0	-	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	601,358	221,708	-56%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	501,721	(調整後)	(調整後)	

国立児童自立支援施設温室効果ガス削減対策及び目標

		2022 年度	2030 年度
		現状	目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	(単位) %	- (設置件数: 2 件)	50
公用車に占める電動車の割合	%	57	100
LED照明の導入割合	%	37	100
調達する電力に占める再生可能エネルギーの割合	%	30	60

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 省エネルギー診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 電動車の導入
- ⑤ 超過勤務の縮減などの温室効果ガス削減にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は各施設の庶務課長とし、対策の徹底を図るため、各施設の院長、次長、各課課長で構成される委員会を設置する。
- ② 各施設の庶務課において、毎月の電気・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。
- ③ 各施設の庶務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部署にソフト対策の強化・徹底を指示する。